

シャープグループ人権方針

シャープグループは経営理念において「広く世界の文化と福祉の向上に貢献する」ことを事業活動における第一義としています。また、企業行動憲章及び行動規範において人権尊重について定めています。シャープグループの人権尊重に関する基本的な原則とコミットメントを示す文書としてこの人権方針を定め、全てのステークホルダーに対して平等で公正な取扱いを保証し、人権侵害のない持続可能な社会の実現を目指します。

1. 人権の尊重

シャープグループは、あらゆる事業活動において基本的人権を尊重し、全ての人々の尊厳を守ることを約束します。差別的な取扱いや人権侵害行為を行わず、児童労働や強制労働を認めないことを明確にします。また、団体交渉権を含む結社の自由を尊重し、労働環境における安全と健康の実現・維持に取り組みます。

2. 国際規範の遵守

シャープグループは、「国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などを尊重します。

また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や、OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」に基づいて行動するとともに、国連「グローバル・コンパクトの 10 原則」を支持します。

事業活動を行う国や地域において、国際的に認められた人権基準と現地法令の間に乖離がある場合には、国際的な基準を最大限に尊重するための方法を追求します。

3. ガバナンス

人権方針の実施と管理は、シャープグループの経営層が責任を持ち、全社的なガバナンス体制を構築します。本方針に基づく取り組みについては、サステナビリティ委員会等において、全社方針や重点施策の立案・審議及び進捗状況のレビューを行うとともに、重要な課題や対応策については取締役会に報告します。

本方針の作成に当たっては社外の有識者からも専門的助言を得ています。

4. 適用の範囲及び期待

本方針はシャープグループの全ての役員・従業員に適用されます。また、取引先、サプライヤー、及び関連する全てのステークホルダーが本方針を遵守し協力することを期待し、協働して人権が尊重される社会の実現を目指します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

シャープグループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを継続的に実施し、事業活動やサプライチェーンにおける人権への負の影響を特定、評価し、その結果を踏まえて負の影響を防止、軽減又は是正するための対処と改善策を講じます。また、関連する社内外のステークホルダーと対話・協議し、これらの取り組みを適切に開示し、購買活動を通じて人権侵害を引き起こし又は助長しないように、サプライチェーン全体で人権リスク防止、軽減を目指します。

6. 苦情処理メカニズム、救済措置

シャープグループは、従業員やステークホルダーからの苦情や懸念に対して迅速で効果的な対応を行うために、グループ各社が運用する通報システムを利用するとともに、業界団体等が運用する苦情処理メカニズムを活用します。通報者や通報内容の秘密保持を厳守するとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を徹底します。

事業活動により、人権への負の影響を引き起こしたこと、又はこれを助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を講じて救済に努めます。

7. 教育、啓発

シャープグループは、社外専門家の人権に関する知見を活用し、全従業員に対して人権に関する教育と啓発を行うことにより、意識を高め、人権を尊重する企業文化を醸成します。

8. ステークホルダーとの対話と情報開示

シャープグループは、負の影響を受ける関係者を含む社内外のステークホルダーとの対話を重視し、その意見を尊重します。また、人権に関する取り組みについて、適切な情報開示を行います。

本方針はサステナビリティ委員会等での審議を経て、シャープ株式会社 代表取締役 社長 執行役員 CEO の承認により、2025 年 6 月に発効します。